

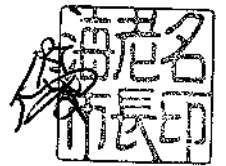


海老名市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 12 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 33 号

海老名市予算決算会計規則の一部を改正する規則

海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第118条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改め、同条第5号中「243条の2第1項」を「第243条の2第1項」に改める。

第119条第4項中「第243条の2の7第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。



海老名市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月12日

海老名市長 内 野



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
弁護士法人TLE○虎ノ門法律経済事務所海老名オフィス
神奈川県海老名市中央三丁目2番5号 2階
- 2 委託した徴収又は収納の事務に係る歳入等
海老名市学校給食費条例（平成23年条例第20号）第2条第2号に規定する
学校給食費の未収債権
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで